

北条砂丘風力発電所の譲渡について

1. 審査会の概要について

日 時 令和 7 年 5 月 14 日 10 時 30 分～12 時 40 分

審査員 6 名

【再エネ分野 2 名】再エネ推進新電力協議会選出、環境省脱炭素まちづくりアドバイザー

【法務分野 2 名】弁護士(再エネ分野公益財団法人)、弁護士(鳥取県弁護士会選出)

【財務・会計分野 2 名】公認会計士(SDGs 協会選出)、公認会計士(税理士倉吉支部選出)

※各専門分野の有識者が審査(第 1 回審査会との重複者なし)

※特に「風車の確実な撤去」「風車の維持・管理」「安定的な経営」について留意

※副町長が審査会の進行を担当

提案内容(条件への対応状況)

・上空占用(地権者)・関係者への説明

→ 60 筆の地権者訪問で 1 人を除き概ね理解済、関係自治会長複数回訪問、説明会開催を照会し 1 自治会実施、9 自治会不要・風車を残すことに対して問題なしとの感触得る

・送電線利用調整

→ 事業譲渡による系統連系継続に支障なし

・安全に関する自治体との協議

→ 琴浦町が民間発電事業者と結んでいる協定を参考に締結(報告義務も検討)

・新規計画事業者との協議

→ 計画中止

・大型蓄電池システム調達などの計画

→ 今回の事業では導入しない(撤去費の確保は売電収益及び増資で対応する)

・山陰道との関係を含めた災害時の対応計画

→ 北栄町実施方法+町委託保守管理事業者の実施方法を合わせた管理方法

※町ノウハウの提供希望

※町委託保守管理事業者の子会社と業務委託契約及び技術提供予定

※規制等を十分熟知しリスクマネジメントを行う

・税などを含めた収支計画

→ 提示あり

・撤去に対するより詳細な計画など

→ 10 年間で 10 億円の撤去費用の積立計画提示

1 基 1 億円は余裕のある額、7 千万円程度等、より安価な情報を把握済
積立金不足の場合は、追加出資を行う(故障等での資金不足時も同様)

撤去時の関係者への十分な説明、安全に配慮を確実に実施

審査方法 ・参考欄項目による採点において参考となる基準は以下のとおり

標準的な水準に達している上で、特筆すべき加点要素がある	5 点
標準的な水準に達している上で、さらに加点要素がある。	4 点
標準的な水準に達している	3 点
一部不足している部分がある。	2 点
全く求めている水準に達していない	1 点

- ・採点結果における合計点及び審査項目ごとの評価水準は以下のとおり
 優 秀：満点～9 割 優 良：9 割未満～7 割 標 準：7 割未満～5 割
 やや劣る：5 割未満～3 割 劣 る：3 割未満
- ・審査の参考とする特記事項は「評価メモ」に記載
- ・最高点、最低点を除して平均値を算出

結 果 **77 点/110 点(得点率 70%)** ※第1回審査会 68 点/110 点(得点率 61.8%)

各項目結果 事業の方向性 14.8 点/20 点(得点率 74%)
 事業主体(実施能力) 14.3 点/20 点(得点率 71.5%)
 事業計画 19.8 点/30 点(得点率 66%)
 風車の撤去 20 点/30 点(得点率 66.7%)
 その他 7.8 点/10 点(得点率 78%)

※その他の項目：第 1 回審査会からの見直し、令和8年度から引き継げる内容か

評価メモ(要旨)

- ・地元の事業者が地元の風車を維持し地域に貢献することを評価
- ・実際の撤去実績により、撤去は 10 億円で可能である
- ・風車の現在の状況は丁寧な予防保全が実施され良好
- ・現在メンテナンスに関わっている事業者との連携は重要
- ・事業者の財政状況は問題なし、積立金不足等でもある程度対応可能。事業者のグループ会社からの資金調達可能であれば、より健全性は高いと考えられる
- ・収支計画について複数のシミュレーションが必要では(ストレスチェック)
- ※様々なケースを想定した売電単価、修繕費用、撤去費用の設定等
 事業の継続・住民理解から町の関与が重要、事業者が行うことと町の行うことをしっかり分けた上で町との良い連携が望ましい、メンテナンスのノウハウの継承、事業・経営リスクに対する関与、事業者から町への報告(第三者監査含む)、町の立ち入り権限等の協定への盛り込み、地域を盛り上げていくような連携が必要

2. 追加質問

実施方法：質問(メール) → 提案者から回答 → 審査員に照会(疑義があれば繰り返す)

- (主な質問)
- ・収支計画について複数のシミュレーション(売電単価、修繕費等のバランス)
 - ・より安価な撤去費用の具体例
 - ・資金不足が生じた場合の対応
 - ・経営に万一があった場合の確実な撤去に対する対応

結 果：審査員から疑義が終了し、付帯意見等がなかったため、審査会終結

3. 町の判断

譲 渡

(考え方)

- ・審査会の採点結果ですべての項目が 6 割以上の得点率で、水準を超えた評価がされている
- ・売電価格を高いのではという意見があったが、提案価格でも売電の方法によって同額またはそれ以上の価格で売買が行われている情勢があることを確認(アドバイザー等)
- ・事業の運営・管理の実施については、既に実績のある事業者との連携を担保しており、町に準じた維持管理ができる状況を確認
- ※町が保守を委託し、メンテナンスノウハウを有している事業者のグループ会社で風力発電事業を

直接行っている事業者

- ・確実な撤去について、売電と修繕費等のバランスが提案書のとおりとなれば撤去費用は捻出でき、この点については、審査員からは水準を超えた評価がされている。また、アドバイザーからは、提案者の万一の場合に備えて撤去積立金を町に寄付しておくなどの助言を受け、考え方の整理ができた
- ・住民への説明も丁寧に行われており、今後も同様な対応が期待できる
- ・町から民間事業者への譲渡という取り組みは、今後もモデル的な取り組みとなる

以上のことを踏まえて、「確実な撤去」「安全な維持管理」「安定的な経営」「住民理解」「撤去用積立金の住民サービスへの活用」「地球温暖化対策」など様々な観点から総合的に勘案し、判断した（参考：町の基本方針）

地域社会にとって必要な取組を先進的に行うことは町（行政）の役割。一方、実績が出て成果のあったことについては、民間を中心に推進する

4. 今後の進め方

(1) 条件

- ・譲渡に必要な関係者の同意、手続きを完了すること
 - ＊関係者の同意が取れない風車（基）については譲渡しない
- ・譲渡後の撤去は、すべて提案者の自費で実施すること
- ・撤去に必要な費用は、この目的以外に利用できないように町に寄付等して、積み立てること
- ・北条砂丘風力発電所の譲渡、転売を行わないこと
- ・定期的な点検を行い、疑義が生じた場合には、ただちに対応すること
- ・1基でも倒壊あるいはブレードの重大な破損等が生じた場合には、全基運転を中止し、原因究明により継続的な運転が可能となるまで運転を再開しないこと
- ・安全な維持管理、安定的な経営について町・関係者、専門家等が関われるように管理委員会等を設置すること
- ・事業実施について町と協定を締結すること
- ・事業に対しての苦情等については提案者が対応すること
- ・関係自治会への説明会を実施すること
- ・町のシンボル、地球温暖化対策としての風車の普及啓発に取り組むこと

(2) 町の関わり方

- ・町が行ってきた維持管理などのメンテナンスノウハウを提供し、事業が承継された後も当面、アドバイザー的に関わる
- ・安全な維持管理、安定的な経営を監視し、かつ地球温暖化対策などの脱炭素の取組について連携する
- ・安全な維持管理、安定的な経営、確実な撤去、地球温暖化対策の推進について協定を締結する
- ・提案者が万一破産した場合、町が提案者から寄付を受けた額に不足する額を補い、風車を撤去する
- ・撤去を提案者が行うことは、譲渡当初から負債があるということなので、無償譲渡を基本とする（審査員、アドバイザーからも指摘）
- ・事業承継後の苦情等は提案者で主体的に対応するが、必要に応じて苦情等の窓口となる
- ・今回の譲渡方針の決定について関係自治会への説明を行う

(3) スケジュール

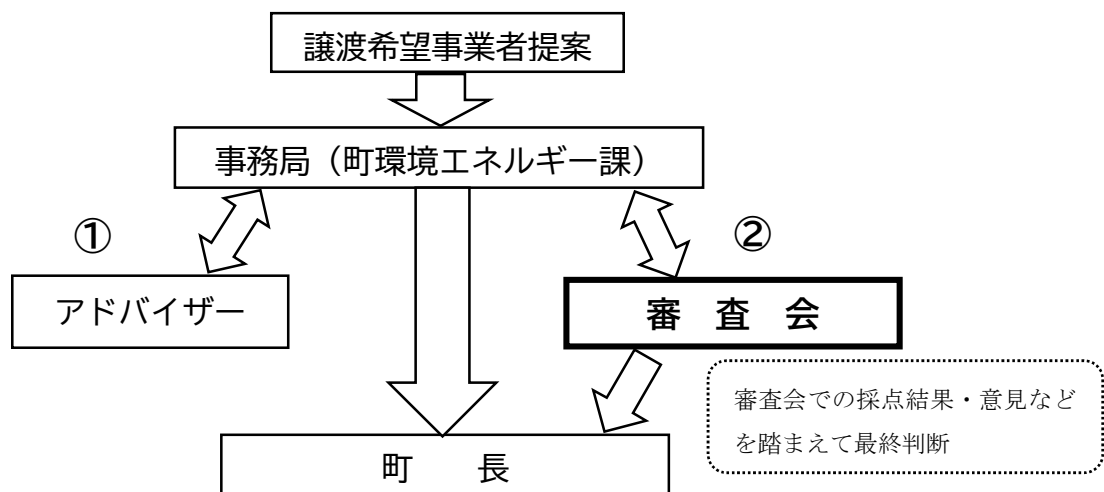
- ・譲渡に向けた正式な手続きを許可し、令和7年度末までにその手続きを終える
- ・契約・協定の締結に向けて必要な協議を開始し、令和7年度内に精査する

- ・令和 8 年度当初予算で譲渡する資産の特別損失等について計上する
- ・譲渡条件が整わないなど譲渡が出来ない状況になった場合は、町が撤去を行う

(4)その他

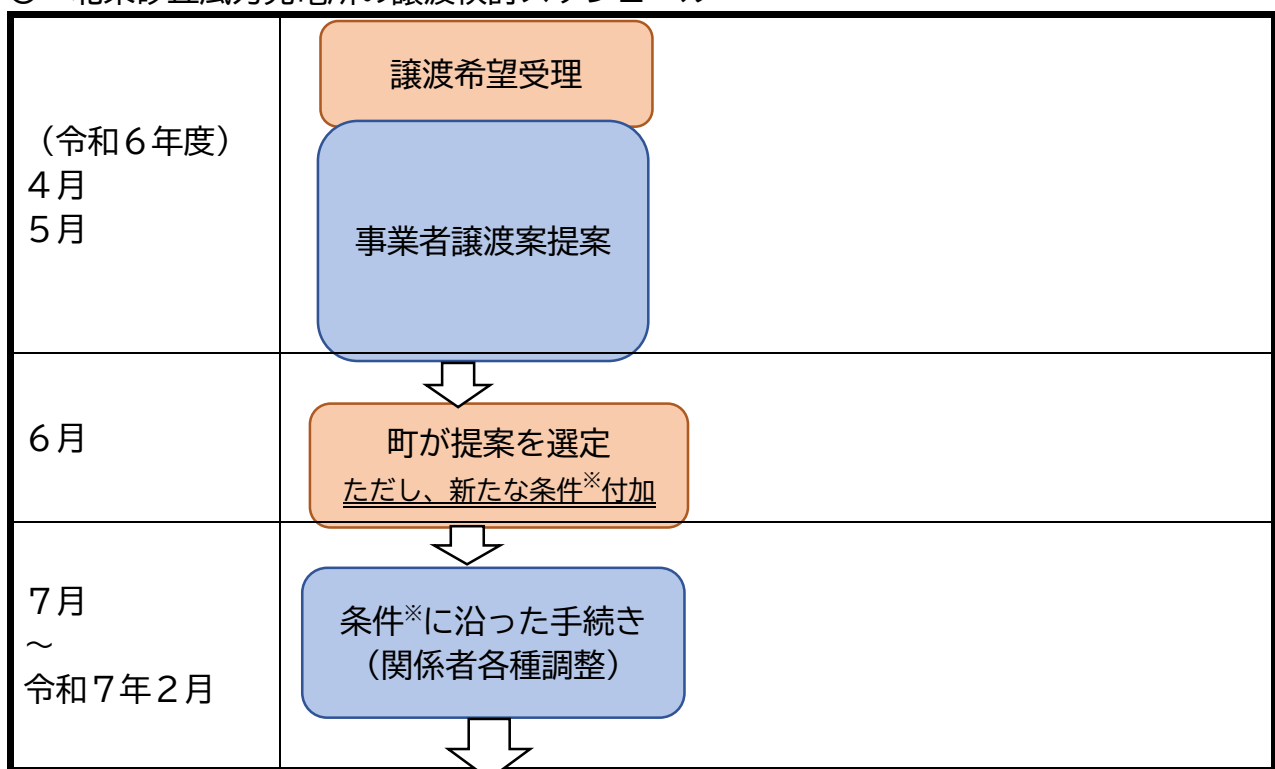
- ・北条砂丘風力発電所事業の完了に伴い、運営してきた 20 年の実績に基づき、地域貢献策の検討を行う

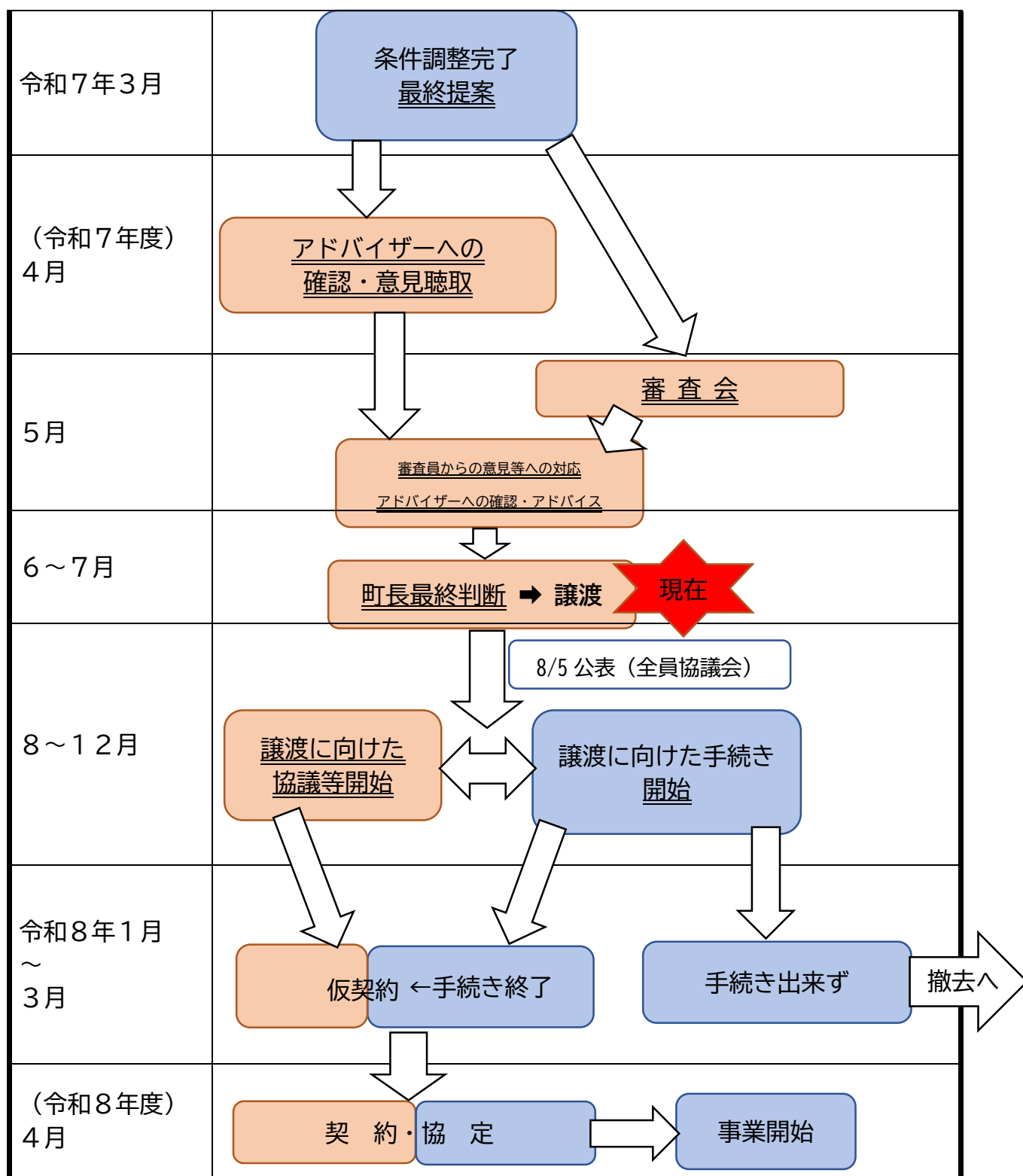
5. 譲渡検討の体制



① アドバイザーの主な役割	② 審査員の主な役割
町の検討方法についての確認・助言	提案書の審査(専門性・中立性)
提案内容についての確認・助言	
※6名(再エネ2名、法務2名、財務・会計2名)	

○ 北条砂丘風力発電所の譲渡検討スケジュール





※今後に必要な主な取組

上空占有（地権者）・関係者への説明・合意、送電線利用調整、「確実な撤去」「安全な維持管理」「安定的な経営」に関する自治体との協議（契約・協定）、地球温暖化対策の推進・普及啓発など